

# 府中市立府中第十小学校いじめ防止基本方針

令和元年11月改定  
府中市立府中第十小学校  
校長 内井 利樹

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、「いじめはどのような理由があっても許されない」「いじめはどの児童、どの学級にも起こり得る」という認識を教職員で共有する。すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組む。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等で構成するいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 生活指導夕会での情報交換及び共通理解

週に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) 学級経営の充実

○ 児童のちょっとした変化を見逃さないように、アンケート等の実施、目配りや声掛け、必要に応じた面談、ソーシャルスキルトレーニングの実施等、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○ 分かる授業、できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてるようにする。

### (2) 道徳教育の充実

○ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

○ 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、善惡の判断を養う。

### (3) 相談体制の整備

○ スクールカウンセラー、いじめ防止対策委員会、教育相談担当と連携を図り、全校児童アンケートの考察と対応策を考え、全教職員で速やかに共通理解を図る。

○ 共通理解を図った事案については、当該学級を中心とする見守り、見回り、声掛けなどを全教職員で行う。

### (4) 縦割り班活動の実施

○ 縦割り班活動で、異学年の交流を通し、協力したり協調したりする良さを体験学習させ、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

### (5) インターネット等でのいじめに対する対策

- アンケートの内容にインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にネットモラル教育を実施し課題が発生した場合は迅速に解決する。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
- 小中連携を深める。さらに小学校と保育園、幼稚園と情報交換を行う。

#### 4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、個人面談等を生かし、円滑な連携を図る。保護者からの相談には、組織的に迅速かつ誠実に対応する。また、必要に応じて、市教育委員会、児童相談所、児童青少年課、福祉課、ソーシャルスキルワーカー、保健所、民生委員、警察、近隣中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 年間3回、いじめ防止のためのアンケートの実施

年間3回、アンケート調査を実施する。回収した内容に応じて、児童と直接面接をして状況を把握し課題の解決を図る。

#### 5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無や状況の確認をする。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議し早期解決を図る。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童を守り、その保護者に状況と対策について説明し実行する。また、いじめを行った児童への教育的指導と、その保護者へ状況及び対策について説明し、信頼関係を築きながら継続的に児童を見守り指導する。
- 必要に応じ、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために、保護者と連携を図り、別室で学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

#### 6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し事実関係や必要な情報を適切に提供し、共に課題の早期解決を図る。